## 『2022 年版ビル管理試験完全解答』正誤表

-0 -5%		1
ページ	誤	正
p.10	興行場は、都道府県が定める構造設備基準(興行場の構造	興行場法第2条第2項により、興行場の設置の場所または
令和3年度	設備及び衛生措置の基準等に関する条例第3条)に従わな	その構造設備は、都道府県が定める.
問題 17 の解説	ければならない.	
p.11	ボイラの製造許可をするのは、都道府県知事ではなく、都	ボイラの製造許可をするのは、都道府県知事ではなく、 <u>都</u>
令和3年度	道府県労働基準局長である.	道府県労働局長である.
問題 20 の解説		
p.54	(2) 自動車学校は学校ではなく事務所に分類される.	(2) 自動車学校は学校ではなく、建築物衛生法施行令第1
令和2年度	(4) 予備校は学校ではなく事務所に分類される.	条第3号の「第1条学校等以外の学校」に分類される.
問題3の解説		(4) 予備校は学校ではなく, 建築物衛生法施行令第1条第
1H1/62 0 17/17H/E		3号の「第1条学校等以外の学校」に分類される.
p.56	   免状の交付を受けている者が死亡した場合, 戸籍法により,	免状の交付を受けている者が死亡した場合,戸籍法の規定
1		
令和2年度	届出義務者は1か月以内に厚生労働大臣へ免状返還の義務	による届出義務者は1か月以内に厚生労働大臣へ免状返還
問題9の解説	<i>がある</i> .	の義務がある.
p.57	地域保健法第8条に関する問題である.	地域保健法第 <u>6</u> 条に関する問題である.
令和2年度	(3) 不適当. 第8条には介護認定に関する事項は規定され	(3) 不適当. 第 <u>6</u> 条には介護認定に関する事項は規定され
問題 13 の解説	ていない.	ていない.
	(4) 不適当. 第8条には水道,下水道,廃棄物の処理,清	(4) 不適当. 第 <u>6</u> 条には水道,下水道,廃棄物の処理,清
	掃等環境の保全に関する事項は規定されていない.	掃等環境の保全に関する事項は規定されていない.
	(51)不適当.第8条には児童虐待防止に関する事項は規	(51)不適当.第 <u>6</u> 条には児童虐待防止に関する事項は規
	定されていない.	定されていない.
p.71	開放型冷却塔は、循環する冷却水が直接空気に接触し、冷	開放型冷却塔は、循環する冷却水が直接空気に接触し、冷
令和2年度	却水の一部が蒸発することによって残りの水が冷却される	却水の一部が蒸発することによって残りの水が冷却される
問題 69 の解説	もので、密閉型冷却塔に比べて小型である.	ものである。これに対し、密閉型冷却塔は、水と空気が間接
1H1/62 00 17/17H1/L	0.000000000000000000000000000000000000	熱交換となるため、通風抵抗が大きくなるのに伴って、必
100		要となる送風機動力も増加する.
p.103	(1) のボーリング場はスポーツ施設の一面を有している	(1) のボーリング場はスポーツ施設の一面を有している
令和元年度	が、娯楽性が強いので遊技場 <u>として興行場</u> に分類され	が,娯楽性が強いので遊技場に分類される.
問題5の解説	<b>వ</b> .	
p.104	(5) 不適当. ホルムアルデヒドが基準値を超えた場合は,	(5) 不適当. 記述の内容は,実際の措置としてはおおむね
令和元年度	発生源からの発生を低減する措置を講じた後、速やか	適当と言えるが,建築物衛生法関連法令には,このよ
問題8の解説	に測定して効果を確認しなければならない.	うな規定は存在しない.
p.180	小便器洗浄弁を作動させるための最低必要圧力は, <u>50</u> kPa	小便器洗浄弁を作動させるための最低必要圧力は, <u>70</u> kPa
平成 30 年度	である.	である.
問題 112 の解説		
p.200~201	(2) 延べ面積が 4000m <sup>2</sup> の研修所は事務所等に分類され	(2) 延べ面積が 4000m <sup>2</sup> の研修所は建築物衛生法施行令第
平成 29 年度	(後略)	1条第3号の「第1条学校等以外の学校」に分類され
問題 4 の解説	(4) 延べ面積が 5000m <sup>2</sup> の各種学校は事務所等に分類され	(後略)
1日1/2 王 / 2/1十月日	(後略)	(4) 延べ面積が 5000m <sup>2</sup> の各種学校は建築物衛生法施行令
	\ (\\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \	
		第1条第3号の「第1条学校等以外の学校」に分類さ
		れ(後略)
p.352	(4) 労働基準監督官が置かれているのは、 <u>都道府県労働基</u>	(4) 労働基準監督官が置かれているのは, 都道府県労働局
平成 26 年度	<u>準局</u> と労働基準監督署である.	と労働基準監督署である.
問題2の解説		
み) しヨロハキャ	よ解説内窓の一部に誤りがあったもので、正解悉号に訂正けあ	(h + 1 h )

注) 上記はいずれも解説内容の一部に誤りがあったもので. 正解番号に訂正はありません.